

SOS ニュース

金銭貸借のトラブル【2】

※ 前回は借金の整理法について述べきましたが、今回は補足としまして掲載し、金銭貸借トラブルを終わります。

■ 自己破産の申し立てはこうする

自己破産の申し立ては住所地を管轄する地方裁判所に対して行います。

その後、裁判所からの審尋が行われ、支払不能の状態にあると裁判所が認めれば破産宣告がなされます。

そのとき、破産者に財産がなく破産手続きを行うのに必要な費用もでないという場合には、破産宣告と同時に破産廃止（同時廃止）となり、その後の破産手続きは行われません。これに対して、破産者に財産がある場合には、破産管財人が選任され、破産者の財産を処分換価して、債権者に配当することになります。この場合、破産になっても債務者の不動産等を担保にしている債権者は、「別除権」という権利を持っているので、担保権の実行によって、債権の回収を図ることができます。

破産が認められても、直ちに債務者は一切の債務から逃れられるものではなく、裁判所に免責の申し立てをして、免責不許可事由（借金をギャンブルや遊興費に使うなど）がない場合に、免責となり、債務から脱出できるのです。

■ 悪質取立と債務者の対抗法

● 貸金業規制法による取立規制（貸金業者）

貸金業規制法21条は「債権の取立をするに当たって、人を威迫しましたはその私生活もしくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させではない」と規定し、悪質な取立を禁止しています。

また、貸金業規制法の取立規制に基づいて、金融監督等の「事務ガイドライン」では、貸金業者または債権の取立てについて委託を受けた者が、債務者および保証人に対してしてはならない行為として、つぎの取立行為を禁止しています。

【威迫する言動】

- ① 暴力的な態度をとること ② 大声を上げたり乱暴な言葉を使ったりこと
- ② 多人数で押しかける等

【私生活または業務の平穏を害する言動】

- ① 正当な理由なく午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に電話・電報で連絡したり訪問すること。
- ② 反復または継続して電話・電報で連絡したり訪問すること。
- ③ はり紙・落書き、その他いかなる手段であるか問わず、債務者の借り入れに関する事実、その他プライバシー等に関する事項をあからさまにすること。
- ④ 勤務先を訪問して、債務者、保証人等を困惑させたり、不利益を被らせたりすること。

【その他の行為】

- ① 他の貸金業者から借り入れまたはクレジットカード等の使用等により弁済することを要求すること
- ② 債務処理に関する権限を弁護士に委託した旨の通知または調停その他の裁判手続きをとったことの通知を受けとった後に正当な理由なく支払い請求すること。
- ③ 法律上支払い義務のない者に対し支払い請求をしたり、必要以上に取立てへの協力を要請したりすること。
- ④ 債務者や保証人が調停その他裁判手続きをとったことの通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求すること。
- ⑤ その他正当と認められない方法で請求をしたり取立てをすること。

【刑事処分される場合】

刑法に触れるような行為があった場合には、刑法の規定により刑事処分がなされます。

- ① 借主がケガをさせられたとき → 傷害罪。
- ② 借主が暴力を振るわれたとき → 暴行罪。
- ③ 借主が脅迫をうけたとき → 脅迫罪。
- ④ 借主が逮捕・監禁されたとき → 逮捕・監禁罪。

【慰謝料が請求できる場合】

取立てがあまりにも悪質で、精神的被害を受けたときには、債務者が債権者に対して損害賠償（慰謝料）を請求できる場合があります。

※ 保証人・抵当権などの担保の提供と注意点

金銭の貸借では、金銭の多少によって、無担保、無保証で行われる場合と、債務を担保するため不動産に抵当権を設定したり（物的担保）、あるいは重ねて、第三者に保証してもらう（人的担保）という方法をとります。物的担保

にはいろいろあり、人的担保にも普通の保証人と連帯保証人があります。

* 保証人の責任は重い

保証人は、債務者が債務を履行しないときに、債務者に代わってその履行をすることになります。

この保証人には、普通の保証と、先に債務者に請求せよ、との抗弁ができない連帯保証があり、どんな形の保証を取るかは、当事者間の協議により決まります。

保証人や連帯保証人は、債務者が自分で保証した分については債務者が払えない利息を含めた残額について一括して支払わなければならないのが通常です。したがって、保証人や連帯保証人になる場合、十分注意する必要があります。

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律 得事典より)